

市町村コード
401005
福岡県
北九州市
区

申告
事業所税
領収証書

口座番号	加入者										
住所(所在地)、氏名(名称)											
様											
様分											
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正				
30		0					0				
月別、事業年度、算定期間又は保有年度							申告区分				
令和	年	月	日	~	年	月	日				
税額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											
納期限	令和	年	月	日	領収日付印						

上記のとおり領収しました。
(納税者保管)

○ この領収証書は大切に
保管してください。

市町村コード
401005
福岡県
北九州市
区

申告
事業所税
納付(納入)書(原符)

口座番号	加入者										
住所(所在地)、氏名(名称)											
様											
様分											
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正				
30		0					0				
月別、事業年度、算定期間又は保有年度							申告区分				
令和	年	月	日	~	年	月	日				
税額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											
納期限	令和	年	月	日	領収日付印						
日計					円						

上記のとおり納付(納入)しま
す。(金融機関等保管)

市町村コード
401005
福岡県
北九州市
区

申告
事業所税
領収済通知書

口座番号	加入者												
住所(所在地)、氏名(名称)													
様													
様分													
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正						
30		0					0						
月別、事業年度、算定期間又は保有年度							申告区分						
令和	52	年	54	月	56	日	~	58	年	60	月	62	日
税額	64	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
延滞金	76												
合計額	88												
納期限	令和	年	月	日	領収日付印								
取りまとめ 金融機関	みずほ銀行北九州支店 福岡銀行北九州営業部 西日本シティ銀行北九州営業部 北九州銀行本店営業部												

上記のとおり通知します。

(北九州市保管) (受付局 → 取りまとめ店 → 北九州市)

↑ 外枠のみ切り取ってご提出ください。

**【注意】 ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。
ゆうちょ銀行以外の金融機関で使用される際は、斜線を引いている「口座番号」「加入者」の記載は不要です。
印刷はA4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご利用ください。**

○記入事項

申告書の提出と同時に申告した税額を納めるときは、次の事項を記入して納めてください。

1. 住所(所在地)、氏名(名称)
2. 枠内の年月日、申告区分など。

税 目	年月日等	申告区分
事業所税	算定期間	定期、修正

コード一覧

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ○区 | ・若松 ~ 4 | ○申告区分 |
| ・門司 ~ 1 | ・八幡東 ~ 5 | ・定期 ~ 27 |
| ・小倉北 ~ 2 | ・八幡西 ~ 6 | ・修正 ~ 28 |
| ・小倉南 ~ 3 | ・戸畑 ~ 7 | ○修正回数 |
| | | ・なし ~ 00 |
| | | ・1回目 ~ 01 |
| | | ・2回目 ~ 02 |

3. 税額、延滞金額、合計額

○納付場所

1. 下記金融機関

区 分	店 舗
銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・西京・広島・もみじ・伊予
信用金庫	福岡ひびき・遠賀
その他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合 朝銀西信用組合※朝銀西信用組合は北九州市内店舗に限ります。

2. 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所(閉庁日は利用できません。)

3. ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。

○延滞金について

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されることとなります。

(計算方法は次のとおりです。)

- 1 令和2年12月31日以前の期間

- (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年北九州市条例第30号)第1条の規定による改正前の北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

- (2) その後の期間・・・改正前の特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

- 2 令和3年1月1日以後の期間

- (1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

- (2) その後の期間・・・延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

なお、この計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。

(上記以外で計算の基礎となる税額の1,000円未満と計算された延滞金額の100円未満は切り捨てます。)